

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、社是である「品質」「誠実」「奉仕」の精神に基づき、企業倫理を遵守しながら、農業並びに園芸業及びその関連事業の発展に貢献することを企業理念としております。この理念に基づき、良質な商品とサービスの提供によって世界の人々の生活と文化の向上に貢献し、世界一の種苗会社を目指すことを目標として、経営を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ティーエム興産	7,607,900	15.71
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	2,245,800	4.63
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	2,245,500	4.63
株式会社三井住友銀行	1,990,700	4.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,189,200	2.45
丸一鋼管株式会社	902,200	1.86
株式会社横浜銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	744,000	1.53
キッコーマン株式会社	678,000	1.40
横浜冷凍株式会社	558,200	1.15
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	541,800	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5月
業種	水産・農林業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
八星 篤	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
八星 篤		—	業歴も申し分なく、人格、識見ともに優れ社外取締役として最も適任と判断いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と監査役及び監査室においても、随時、監査の所見や関連情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐藤 順信	他の会社の出身者									○
前田 邦彦	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
佐藤 順信	○	——	佐藤氏は食品業界に関する幅広い知識と経験をもち、経営陣の業務執行に対する確かな監査を行っております。 同氏は、平成11年まで当社株主である株式会社双日ホールディングスの関係会社、日商岩井食料株式会社(現双日食料株式会社)の元役員ではありましたが、同社退任後10年を経過しており、一般株主と利益相反の生じる恐れは全くない独立した立場にあると判断し独立役員に指定しております。
前田 邦彦		——	業歴も申し分なく、人格、識見ともに優れ社外監査役として最も適任と判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成11年8月27日開催及び平成12年8月28日開催の定時株主総会の決議により、取締役に対して、ストックオプション付与に関する施策を実施した経緯があります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役
-----------------	-----------------------------------

該当項目に関する補足説明

新株予約権の状況について
 当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社取締役・従業員並びに当社子会社の取締役に対してストックオプションを付与しております。
 現に発行している新株予約権の状況は次の通りです。
 平成17年改正前商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21による新株予約権

(平成14年8月28日開催の定時株主総会の決議による)

- 1)新株予約権の数
459個(新株予約権1個につき目的となる株式数100株)
- 2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 45,900株
- 3)新株予約権の発行価額 無償

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

前事業年度(平成23年5月期)の実績は下記の通りとなっております。

1. 取締役(社外取締役を除く)
(報酬等の総額100百万円、基本報酬74百万円、賞与5百万円、退職慰労金21百万円、対象となる員数6名)
2. 監査役(社外監査役を除く)
(報酬等の総額17百万円、基本報酬16百万円、退職慰労金1百万円、対象となる員数1名)
3. 社外役員
(報酬等の総額20百万円、基本報酬19百万円、退職慰労金1百万円、対象となる員数3名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度につきましては、[1]グローバル企業としての成長を牽引する優秀な経営人材を確保できる報酬制度であること、[2]長期的な株主価値向上に結びつくものであること、[3]継続的・安定的な企業業績の向上に資するものであること、[4]その決定プロセスが客観的で透明性の高いものであること、を基本的な考え方としております。

上記の考え方に立ち、当社では外部機関の調査した他社水準も参考に、取締役の役位、職責、会社業績への貢献度を総合的に判断して決定しています。

取締役の報酬は、月額固定報酬部分と、業績に連動する賞与部分で構成されています。業績連動部分につきましては、対象期間の連結売上高、連結営業利益、連結当期利益を評価指標とし、それらの目標達成状況に応じて変動することとしています。また、中長期的な企業価値向上と株主利益との利害共有を目的として、取締役はその月額固定報酬の一部を役員持株会に拠出することとしております。

監査役及び社外取締役の報酬につきましては、その機能が業務執行から独立した経営への監督であることを考慮し、業績連動部分の支給は実施しないこととしております。

また、取締役会の下部組織として、報酬委員会を設置し、役員報酬の審議を行います。報酬委員会には社外取締役も構成員とし、役員報酬決定の客観性と透明性を確保しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外監査役に対しましては、監査役又は監査役会の業務を補助する目的で平成19年1月に監査役室を設置しております。

社外取締役には専従のスタッフは配置していませんが、随時担当セクション等から、社外監査役とともに、必要な会社経営に関する情報を伝達しております。取締役会資料についても、社外取締役および社外監査役への事前配布に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

経営の基本方針その他重要事項は、毎月最低1回は開催する取締役会において決定しており、原則として全取締役及び全監査役が出席しております。

また、従来より、毎月1回、常務以上の取締役及び常勤監査役が出席する常務会、取締役、監査役、執行役が出席する執行役員会、各部部长・支店長及び常勤監査役が出席する部長会を開催して、業務執行に係る詳細な報告、情報交換、打合せ等の場としております。

内部監査・監督につきましては、業務運営の健全性を保つため、監査室(4名)が社内規定に基づき、当社及び国内関係会社の監査を行っております。

監査役監査につきましては、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成される監査役会が毎月定時開催され、監査に関する重要な事項について各監査役から報告が行われ、必要な協議・決議がなされております。また、必要に応じて随時、臨時監査役会も開催されております。各監査役による監査は監査役会の方針・職務分担に基づき実施されております。

内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携について、監査役と監査室は、随時、相互に情報交換を行うなど緊密に連携し、あわせて顧問弁護士、顧問税理士等には専門的な判断を必要とする場合に適宜アドバイスを受けております。

また会計監査人と監査役においても、随時、監査の所見や関連情報の交換を行っております。

なお、監査役の選任にあたっては財務・会計に関する知見を考慮し、社外監査役の選任については独立性を考慮しております。

会計監査の状況としましては、下記の公認会計士及び補助者17名(公認会計士4名、その他13名)で監査業務を実施しております。また、あずさ監査法人に対しては、証券取引法及び会社法に基づく監査を依頼しております。

氏名	所属	継続勤続年数
指定社員・業務執行社員 宮本 敬久	あずさ監査法人	2年
指定社員・業務執行社員 秋山 茂盛	あずさ監査法人	7年

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、経営の透明性、経営責任の明確化、経営監視機能強化に資するものと判断し、現在の体制を採用しております。

監査役会による取締役会の監督とあわせ、独立・公正な社外取締役を設置し、内部統制システムを一層整備していくことで、適正、かつ透明性の高い業務執行を確保しております。

また平成19年6月1日に執行役員制度を導入し、業務執行権限の委譲による経営の意思決定の迅速化と若手人材の登用を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	定時株主総会開催時に、社長より経営方針をパワーポイントで説明

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算終了後(1月)及び期末決算終了後(7月)の年2回	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当:専務取締役、取締役執行役員管理本部長	
その他	アナリスト向け農場見学会を年1回以上開催 ニュースリリースダイジェスト版・経営資料を説明時に随時配布	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是「品質・誠実・奉仕」及び、経営理念「三者共栄」(顧客・取引先・当社の共栄)、「三位一体」(社員・経営者・株主の相互繁栄)の制定 内部統制システムに関する基本方針において、当社ステークホルダーを明確化
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示に係る社内体制の整備 迅速かつ適切な情報開示 IR活動の推進

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成18年5月に、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、「内部統制システム基本方針」を制定いたしました。その後の内部統制システムの整備状況と最近の情勢をふまえ、本基本方針を抜本的に見直し、平成23年6月30日の取締役会において以下のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 企業理念

当社は、社是である「品質」「誠実」「奉仕」の精神に基づき、企業倫理を遵守しながら農業並びに園芸業及びその関連事業の発展に貢献することを企業理念としている。当社の主要なステークホルダーは、農業並びに園芸業及びその関連事業に関わる皆様、株主の皆様及び社員である。

ロ. コンプライアンス体制の整備・徹底

「コンプライアンスマニュアル」をはじめとするコンプライアンス関連諸規程を制定し、すべての役員、使用人が法令及び企業倫理を遵守することを定める。また、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、研修・教育等コンプライアンス・プログラム実践に関する重要方針の決定を行う。「コンプライアンス委員会」は、必要な情報を取締役会に報告する。当社は、当社における法令及び企業倫理に関する事項について、当社グループ使用人が相談・通報する機関として「コンプライアンス相談窓口」を社内及び社外(会社が契約する社外弁護士)に設置する。当社は、相談内容を守秘し、相談者に対して公益通報者保護法その他の法令及び社内規程等に反した不利益な取り扱いを行わない。

ハ. 反社会的勢力の排除

当社グループは社会の秩序や健全な企業活動を脅かす勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。反社会的勢力に対しては「金を出さない」「利用しない」「恐れない」の3原則に従って対応する。また、関係行政機関等からの情報収集に努め、これらの問題が発生した場合は関係行政機関や法律の専門家と緊急に連絡を取り速やかに対処できる体制を構築する。

ニ. 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制実施規程を制定して財務報告に係る内部統制の基本方針を策定し、これに基づき内部統制の整備・運用を推進するために内部統制実施要領等関連諸規定を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性に関し、内部統制評価責任者による評価を実施し、経営者(代表取締役)の責任のもと、金融商品取引法に定められた「内部統制報告書」を作成する。財務報告に係る内部統制に改善すべき点がある場合は、内部統制評価責任者が改善策を経営者に提案し、対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の遂行に関わる文書(電磁的記録を含む。)については、関連資料とともに、「文書管理規程」に定めるとおり、担当部署において保管・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。また、情報の管理については「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報管理規程」、「技術秘密管理規程」等により対応する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理体制の確立

当社は、当社グループが被る損失又は不利益を最小限とするために危機管理マニュアルを整備し、「危機管理委員会」を中心とする組織横断的リスク管理体制を確立する。

ロ. 平常時におけるリスク管理

危機管理委員会は、平常時においては、当社グループの業務執行に関して〔1〕天候変動、〔2〕事業展開地域の地政学的及び社会制度的変革、〔3〕研究開発、〔4〕知的財産権侵害、〔5〕安全性、〔6〕財務、〔7〕従業員の犯罪・不祥事、〔8〕災害・事故等の各種リスクについて、情報収集、分析及び評価を行い、社内規程、危機管理マニュアル、BCP(事業継続計画)等を立案して取締役会に提案する。また、危機管理委員会は教育・啓発活動の実施により、リスク発生の事前防止を推進する。

ハ. 有事の際の対応

リスクが顕在化した場合には、当社は、「危機管理マニュアル」に従い、社長を対策本部長とする危機管理対策本部を立ち上げ、その指揮のもとに所管部門及び関係部門が一体となって迅速な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会

当社は「取締役会規程」に従い、取締役会を適切に運営する。取締役会は、原則として月例開催され、法令、定款、「取締役会規程」、「権限規程」、「個別権限基準表」、「業務分掌規程」等に定める経営上の重要事項について、審議、決議を行う。また、取締役会は、取締役及び執行役員への委嘱業務及び各組織の業務分掌を定める。なお、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、書面での取締役会決議を行うことができるものとする。

ロ. 常務会

取締役会での審議、決議を迅速かつ円滑に行うため、「常務会規程」に従い、代表取締役社長、常務以上の取締役で構成する常務会を設置し、当社及びグループの経営に係わる事項の審議を行う。常務会は原則月1回、必要に応じて臨時で開催する。

ハ. 執行役員制の導入

当社は、経営における意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図り、かつ経営における監督責任と執行責任を明確化するため、執行役員制を導入する。

ニ. 稟議決裁制度

取締役及び執行役員の日常業務を効率的に行うため、「権限規程」等に基づく、稟議決裁制度を設定する。なお、具体的な業務遂行については、「個別権限基準表」等において、業務別・責任者別の権限について詳細を定め、効率的な運営を図るとともに、業務の合理化・電子化を推進し、業務の効率化に努める。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務方針の徹底

- a. 当社は、原則年2回当社役員、各本部長と海外主要関連会社首脳との会議を開催し、グループ全体の経営方針・事業目標を徹底する。
- b. 研究開発、生産・物流、情報システム、品質管理、海外営業等について、グローバルな観点からの業務の適正化、効率化を図るため、当社の当該事業担当本部を事務局とする国内外横断的な組織を必要に応じ組成する。

ロ. コンプライアンス体制の構築

当社は、当社及び当社グループに適用されるコンプライアンス体制を構築する。

ハ. 子会社の管理・監督

業務の執行が適正に行われるよう管理・監督する所管部署は、経営企画室とする。また、当社は各子会社に取り締役あるいは執行役員から当該子会社の管掌役員を定める。
経営企画室と管掌役員は「関係会社管理規程」等に則り、また子会社取締役会等を通じて、情報交換、人事交流等連携体制の確立を図り、子会社に対して適正な経営を指導し、これにより強固な企業集団全体の内部統制体制構築を行う。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役からの求めに応じ、「監査役室」を設置して監査役の職務を補助すべき使用人を必要に応じて任命することとし、その人数及び地位等、並びに、その使用人に対する指揮命令、報酬及び人事異動に関して、取締役は監査役会と協議する。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査役会に報告する。取締役の不正行為、法令・定款違反行為についても同様とする。取締役及び使用人は、監査役の円滑で効果的な職務遂行のため、経営上の重要事項並びに業務の執行状況等について監査役に報告する。また、監査役は、常務会、執行役員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席することができるほか、稟議書や決算書類等を常時閲覧することができる。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、定期的な会合を開催し、相互の意思疎通を図るよう努める。監査役は、業務上必要と認めるときは、内部監査部門の責任者及び子会社の監査役その他これに相当する者より、監査の実施状況及び業務遂行の状況について報告を受け、情報交換を行うこと等により監査の実効性の向上を図る。監査役は、必要と認めるときは、監査業務のために独自に弁護士、公認会計士その他の外部の専門家を任用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は「内部統制システム基本方針」において、反社会的勢力排除に向けた考え方を明確化し、グループ内での周知徹底と体制整備を進めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

■ 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事項について、開示が必要か否かを管理部門責任者を中心に検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うよう努めております。また、取締役会には監査役が出席しております。さらに、必要に応じて会計監査人による監査および弁護士、税理士等によるアドバイスを適宜受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

(2) 発生事実

事故・災害・訴訟等については事象が発生後、危機管理対策本部にて情報収集を行い、管理部門の責任者を中心に情報開示の検討準備をいたします。その他の発生事実については、当該部署より情報を入手して、管理部門の責任者を中心に適時開示項目に該当する場合、経営陣への報告または必要に応じ取締役会決議を経て、迅速に情報開示をいたします。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部が作成、管理、開示を行っております。決算数値等については会計監査人による監査並びに監査役会の監査を経て、取締役会で決定し、経理部より速やかに適時開示を行います。

